

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設の使用制限要請等に関する【FAQ】

新潟県

令和2年5月5日 改正

令和2年5月7日 施行

## 1 基本的に休止を要請する施設（令和2年5月7日から同年5月20日まで）

施設の種類の種類	要請内容	休止要請	施設例
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の休止要請（＝休業要請）	対象	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券売場、ライブハウス、バンド練習場、コンパニオン
運動、遊技施設		対象	体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地、インドアゴルフスクール、遊覧船
		対象外	ゴルフ練習場・バットイング練習場（屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。）、陸上競技場・野球場・テニス場（屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。）、弓道場、プレジャーボート、釣り船、屋外の釣り堀、ゴルフ場

## 2 基本的に休止を要請しない施設

文教施設	徹底した感染防止対策（※）を講じてください。  ※ 別紙「業種ごとの感染拡大予防対策等について」等を参考にしてください。	対象外	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校）
大学、学習塾等		対象外	大学、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室、陶芸教室、社交ダンス教室
		対象外	オンライン授業、家庭教師
		対象外	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
劇場等		対象外	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設		対象外	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
		対象外	神社、寺院、教会
		対象外	博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
商業施設		対象外	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く。）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室）、整体院、ドッグラン、ドッグカフェ（飲食の提供なし）、ネコカフェ（飲食の提供なし）、カイロプラクティス整体、占い、リラクゼーション、建築関係（来客があるもの）、パチンコ店附設の景品交換所、カードショップ、楽器販売、古着屋、中古車販売店
		社会福祉施設等	対象外
対象外	上記以外の児童福祉法関係の施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係の施設、婦人保護施設、その他の社会福祉施設		

医療施設	<p>徹底した感染防止対策 （※）を講じてください。</p> <p>※ 別紙「業種ごとの感染 拡大予防対策等について」 等を参考にしてください。</p>	対象外	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復
生活必需物資販売施設		対象外	卸売市場、食料品売場（移動販売店舗を含む。）、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア、ショッピングモール、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋、ネイル用品販売、化粧品販売
食事提供施設		対象外	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、タピオカ屋、屋形船
住宅、宿泊施設		対象外	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、カプセルホテル、民泊、ラブホテル、ウィークリーマンション
交通機関等		対象外	バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス（宅配等を含む。）、運転代行
工場等		対象外	工場、作業場 等
金融機関・官公署等		対象外	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、事務所
その他		対象外	理髪店、美容院、銭湯（公衆浴場。物価統制令の対象となるもの）、貸倉庫、郵便局、メディア、貸衣装屋、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質屋、獣医、ペットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、プライダグショップ、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴、洋服等）、鍵屋、100円ショップ、駅売店、家具屋、自動車販売店、カー用品店、花屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係、ギフトショップ、カウンセリング、器材レンタル、パソコン等修理、携帯電話販売店、宝くじ売り場、筆耕業（代筆業）、結婚式場内の写真スタジオ、医療機器販売

## 業種ごとの感染拡大予防対策等について

### 1 ガイドラインの作成等について

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成・普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただきたい。

### 2 リスクに応じた対策の検討について

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討していただきたい。
  - ① 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
  - ② 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価する。

### 3 各業種に共通する留意点

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
  - ① 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
  - ② 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
  - ③ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
  - ④ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
  - ⑤ 施設の消毒

#### 4 症状のある方の入場制限

- ① 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策であること。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられること。
- ② なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられること。

#### 5 感染対策の例

- ① 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ② 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ③ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ④ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑤ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑥ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

#### 6 トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 便器内は、通常の清掃が良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

## 7 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ② 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

## 8 ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

## 9 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

## 10 その他

- ① 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ② 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

### （参考）上記のほか、業種毎の感染防止対策の例など

#### 【例1】催物（イベント等）について

基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的少人数（参加人数が最大でも50人程度）のイベント等については、イベントの制限の解除も含めた適切な対応ができるとされている。イベント等を開催するためには、以下の①から③のような条件を満たす必要があると考えられる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2 mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

**【例2】 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）**

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、【例1】を参考に、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

**【例3】 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）**

これらの施設では、【例1】の①から③のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

**【例4】 食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店**

- ① 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- ② 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除する
- ③ 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ④ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、酒類の提供時間についても配慮する など